

設置場所

名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の125他（大清水処分場内）



■大清水処分場の概要

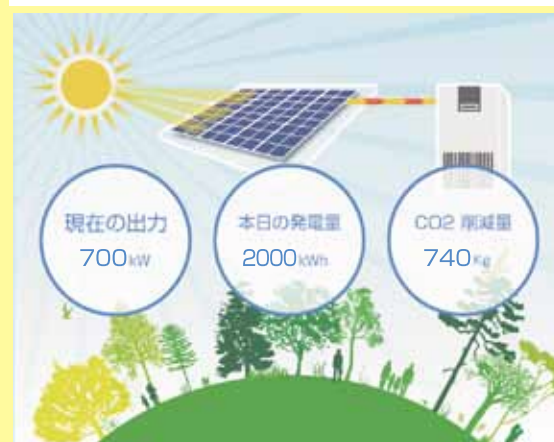
用途
一般廃棄物の最終処分場
一般廃棄物の種類
不燃ごみ・粗大ごみ・焼却灰など
埋立期間
昭和63年11月～平成8年4月

発電の状況については
名古屋市公式ウェブサイトでご覧になれます。

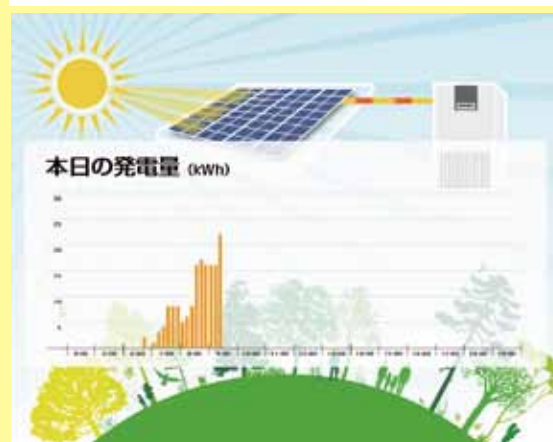
大清水処分場 太陽光発電

検索

発電量・CO₂削減量を表示



一日の発電量の推移を表示



問い合わせ

名古屋市環境局環境企画課

〒460-8508名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
[TEL] 052-972-2681 [FAX] 052-972-4134
[E-mail] saiene@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

大清水処分場 太陽光発電事業

名古屋市にメガソーラー級の
太陽光発電設備が
平成25年11月に完成

名古屋市環境局

再生可能エネルギーの普及拡大のため、
大清水処分場で大規模な太陽光発電設備を導入しました。

発電状況について情報発信をするとともに
災害時には非常用電源としても活用できるようにしました。

設備の概要



設備規模

867.79kW
(太陽光パネル1枚あたり245W
3,542枚設置)

推定年間発電量

92万2,980kWh
約234世帯分の年間電力量相当

事業期間

平成25年11月1日から
平成45年10月31日まで(20年間)

発電

太陽光パネル

直流

直流を交流に変換

パワーコンディショナ

交流

高圧に変圧

高圧変圧器

全量売電



(250kW×3台)
1台は自立運転機能付きで
災害など停電時には、非常
用電源として利用可能

440V

6,600V

事業の仕組み

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し、市は太陽光発電設備をリース会社から借り、発電事業者として、電力会社に全量売電をします。

リース会社(大和リース株式会社)

リース料

太陽光発電設備
設置・保守管理

名古屋市

売電収入

固定価格買取制度に
基づく売電(20年間)

電力会社

災害時等に活用

この設備は、災害など停電時において、太陽光で発電した電気を利用できる機能を有しており、その電気を充電して避難所等で使用するため、緑区役所に移動型蓄電池5台とプラグインハイブリッド車1台を配置しました。



移動型蓄電池
(容量 2.5kWh×5台)



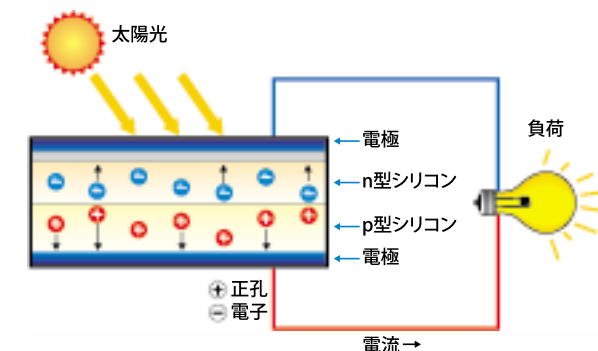
プラグインハイブリッド車

太陽光発電設備の特徴

- ・発電時に、「石油」「石炭」「天然ガス」などの化石燃料が不要で**枯渇することのない太陽光エネルギー**を利用
- ・発電時に、地球温暖化の原因の一つである**二酸化炭素(CO₂)を排出しない**
- ・災害などで、電力供給が止まった時に、**非常用電源として利用可能**

太陽電池の仕組みは？

太陽電池は半導体で作られています。この半導体に光が当たると内部に電子エネルギーが与えられ、電流が起きる性質を利用したものです。



太陽光発電の

Q&A

Q CO₂排出削減量は？

A 年間約340トンとなり、約120世帯分のCO₂排出量に相当します。

Q 売電収入は？

A 推定売電金額は6億5,620万円(平成25年度の売電単価37.8円/kW、買取期間20年間)となります。なお、リース料は、20年間で5億4,684万円です。

Q 自立運転機能とは？

A 災害時などの停電時には、発電した電力を送電できなくなります。しかし、昼間であれば、太陽光による発電ができるため、その電力を設備内のコンセントから利用できる機能です。大清水処分場の設備には、20Aのコンセントが8個付いています。